



# 通関業者、輸出入者の皆様へ

平成28年12月  
関税局・税関

## 通関手続・関係書類提出の電子化・ペーパーレス化 に関するお知らせ

平成29年の次期NACCS更改を見据え電子的な通関手続をお願いします。

1. 次期NACCS更改時に『通関手続に係る電子手続の原則化』を実現するため、NACCSにより行える通関手続が拡大され、通関関係書類を『電磁的記録（PDF等の電子データ）』により提出できる機能（裏面参照）が強化されます。また、他法令手続等に係る書類の電磁的記録による提出の更なる促進を進めます。
2. 平成29年秋の『輸出入申告官署の自由化』においては、原則として、NACCSにより輸出入申告等及び通関関係書類の提出を行って頂く必要があります。併せて予定されている『通関業の営業区域制限の廃止』により、通関業者の皆様はこれまでよりも遠方に所在する税関官署に対して輸出入申告等を行うことが可能となります。
3. 通関業者、輸出入者の皆様におかれましては、上記1及び2を見据え、NACCSによる電子的な通関手続を行って頂き、一層の業務効率の改善等を図られることをお勧め致します。

### ☆通関業者の皆様へ

通関手続の効率化等のため『NACCS』の導入と『申告添付登録（MSX）業務』の積極的な利用をお願い致します。

- オンラインでの通関手続と書類提出が可能となり、通関関係書類の提出等に要する時間の短縮・経費の削減（用紙代、ガソリン代等）が図れます！

### ☆輸出入者の皆様へ

通関業者への通関関係書類の電磁的記録による送付及び通関関係書類の電子化への取組みをお願い致します。

- 通関業者が、輸出入者の皆様から電磁的記録で送付された通関関係書類を『申告添付登録（MSX）業務』を利用して、そのまま税関に提出することにより、通関手続をより一層円滑に行うことが可能となり、税関による輸出入許可の早期化が期待できます。

### 『net-NACCS』とNACCS申告添付登録（MSX）業務利用のおすすめ

- ★ インターネットに接続できるPC端末で『net-NACCS』ソフトウェアを起動することにより **NACCSが使用できます**。 ※NACCSの導入には申込みが必要です。
- ★ 『net-NACCS』専用のパソコンをご準備いただく必要はなく、NACCSセンターへの回線使用料及び初期費用も不要です。 ※毎月の**基本料金が無料**である料金プランもあります。
- ★ MSX業務の利用で**税関官署へ赴くことなく通関関係書類の提出を行うことが可能**です。
- ★ NACCSの導入について詳しくは、NACCS掲示板の「**NACCSの導入をお考えの皆様へ**」（URL：<http://www.naccscenter.com/use/userguide/>）をご覧ください。

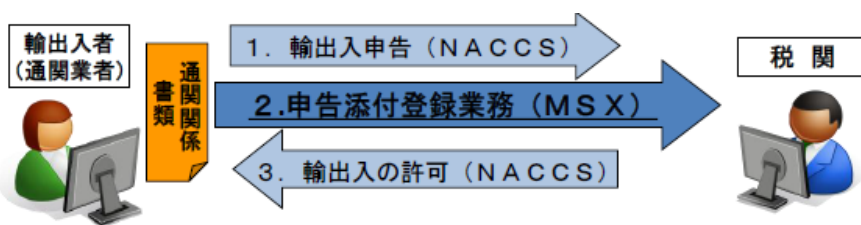
平成29年の次期NACCS更改時より、  
MSX業務による書類の提出がさらに便利になります！！

## 【NACCSの申告添付登録（MSX）業務の機能が向上します。】

- ★NACCSの申告添付登録（MSX）業務とは、インボイス、運送状、保険料明細書等の通関関係書類を電磁的記録（PDF等の電子データ）で提出することができる業務です。
- ★添付ファイルの容量制限が、1ファイルあたり1MB、合計10MB（※）になります。

※次期NACCS更改時より合計容量が3MBから拡大

（参考）カタログ等参考資料については「添付ファイル登録（MSB）業務」により提出することが可能です。MSXとMSBの両方の業務を活用すれば、添付容量を分散することができるため容量制限超過を抑えることができます。



〈画面イメージ〉

添付ファイル			申告等番号
ファイル名	サイズ	区分	10805342860
10_test.doc	200KB	IV	申告種別
11_test.doc	221KB	OT	IDC
			登録種別
			通信欄

※(例)書類区分:  
IV:インボイス  
OT:その他の書類

画面共通部 | 画面業務固有部分 (テンプレート)

NACCS MSX申告添付登録

検索

### ★提出可能なデータ容量を3MBから10MBに拡大

MSX業務により提出できるデータ容量が合計10MBに拡大されることにより、より多くの書類を電磁的記録（PDF等の電子データ）により提出可能となります。

### ★MSX業務の対象が拡大

修正申告、関税等更正請求、輸出取止め再輸入申告（※）等についてMSX業務により通関関係書類の提出が可能となります。 ※輸出取止め再輸入申告は次期NACCS更改時よりシステム化

### ★会計検査院用の書類の提出が不要

会計検査院用の提出書類は、次期NACCSからMSX業務により提出することが可能となるため、原則として書面での提出は不要となります。

### ★関税割当証明書の提出が不要

関税割当証明書は事前に税関による原本確認を受けることで、その後の輸入申告に際しては原本の提出が不要となります。

- ◆通関関係書類の電子化に関するお問い合わせは、税関のホームページまで

通関関係書類 電子化

検索

<http://www.customs.go.jp/news/news/paperless/index.htm>

- ◆NACCSの利用に関するお問い合わせは、NACCS掲示板「問合せ先」をご参照ください

NACCS 利用

検索

<http://www.naccscenter.com/info/info.html>

税関イメージキャラクター  
『カスタム君』

